

JSE-CT B/L 2019 (試訳)

(一般社団法人日本海運集会所 書式制定委員会 2019年2月最終改定)

以下に記載した物品は、受取地より引渡地までの運送のため、特別の記載がない限り、外観上良好な状態で、本証券面及び裏面の諸規定に従って、運送人により受け取られた。

物品の引渡し又は荷渡し指図書の交付を受けるに当たっては、正しく裏書された本証券原本のうちの1通を提出しなければならない。

証拠として、以下に記載した通数の本証券原本に署名がなされ、同通数のうちの1通が提出されたときは、他は無効となる。

(本証券の諸規定は裏面に続く)

注意：

本証券第8条及び第19条により、物品の減失又は損傷に関する運送人の責任は、ほとんどの場合において制限されることにつき、商人の注意を喚起する。

裏面約款

1. 定義

「運送人」とは、その者のために本証券が署名された者をいう。

「商人」には、荷送人、出荷人、荷受人、物品の所有者及び受取人並びに本証券の所持人を含む。

「物品」とは、本証券の券面に記載された貨物をいい、運送人が提供していないコンテナを含む。

2. 流通性

(1) 本証券は、「非流通」と記載されていない限り、流通させることのできるものとみなす。

(2) 本証券を受け取ることにより、商人及び証券の譲受人は、本証券面に「非流通」の記載がない限り、本証券は物品の権原とみなされ、本証券の裏書により、所持人は本証券に記載された物品を受け取り、又は譲渡する権利を有することについて運送人と合意する。

3. 単一運送手段による運送への適用

標題に「複合運送証券」とあるが、本証券の規定又は引用された規定は、運送が单一手段で履行される場合にも適用される。

4. 法及び仲裁

本証券により証明され、又は本証券にある契約は、日本法による。

本証券より、又は本証券に関連して生ずる一切の紛争は、一般社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会（TOMAC）の規則及びその修正に従って、TOMACによる東京での仲裁に付託される。仲裁人により下された仲裁判断は、最終のものとして、両当事者を拘束する。

5. 運送の方法及び経路

(1) 運送人は、物品の取扱い、保管及び運送につき取るべき方法、経路及び処置に關し相当の権利を留保する。

(2) 運送人は、コンテナ又は貨物を統合するために使用される同様の運搬用具に、物品を積み付けることができる。

6. 契約の履行に影響する障害等

本証券によって証明される契約の履行が、障害、危険、遅延、困難その他いかなる種類の不利益により影響を受け、又は影響を受けそうなときは、（運送が開始されていると否とを問わず）運送人は、いつでも

(i) 本契約の履行を終了したものとして、運送人が安全かつ便宜と考える地で物品を商人の処置に委ね、そのような物品に関する運送人の責任は、その時をもって終了するものとするか、又は

(ii) 引渡しのために指定された地で物品を引き渡すか、のいずれかを選択することができる。

いずれの場合においても、運送人は、運送のために受け取った物品に関する運賃及び料金の全額を受け取る権利を有し、商人は、そのような地への追加運賃及びそのような地での保管と引渡しの費用を支払う。

7. 運送人、使用人等の防禦及び責任制限

- (1) 本証券に規定された防禦及び責任制限は、物品の滅失若しくは損傷又は引渡しの遅延に関する運送人に対するいかなる訴訟についても、その訴訟が契約に基づく場合であると、不法行為に基づく場合であるとを問わず、適用される。
- (2) 訴訟が運送人の使用人、代理人又は独立請負人に対して提起されたときは、そのような者は、運送人が本証券の下で援用することのできる防禦及び責任制限を主張する権利を有する。
- (3) 運送人及びその使用人、代理人又は独立請負人から賠償を得ることのできる総額は、いかなる場合にも、本証券に規定された制限額を超えない。

8. 滅失又は損傷に対する責任

- (1) (i) 運送人は、受取地より引渡地の間に生じた物品の滅失又は損傷につき責任を負う。ただし、そのような滅失又は損傷が以下の事由で生じたときは、運送人は責任を負わない。
 - a) 商人、運送人以外の商人のために行為する者、又は運送人に物品を委託した者の作為又は不作為。
 - b) 指図権を有する者の指図に従った結果。
 - c) 無梱包、梱包の不十分又は欠陥。
 - d) 商人により又は商人のためになされた物品の取扱い、船積み、積付け又は荷揚げ。
 - e) 物品の固有の欠陥又は性質。
 - f) 物品、包装又はコンテナ上の荷印又は番号の不十分又は不適切。
 - g) 事由のいかんを問わず、また部分的であると全体的であるとを問わず、ストライキ、ロックアウト又は労働力の停止若しくは抑制。
 - h) 運送人が回避することのできない事由又は出来事で、その結果につき運送人が相当の注意を尽しても防ぐことのできない事由又は出来事。
- (ii) 運送人が事案の情況により、前号 (c) ないし (g) に規定された事由又は出来事が、滅失又は損傷の原因であることを立証したときは、滅失又は損傷はそれが原因で生じたものと推定される。ただし、商人は、滅失又は損傷の全て又は一部が、実際にはそのような事由又は出来事により生じたものではないことを立証する権利を有する。
- (iii) 運送人が本項により責任を負う場合、運送人による補償は、滅失又は損傷した物品の総重量のキロ当たり米貨 2 ドルを超えないものとする。ただし、物品の価額が商人によって通告され、かつ、これが本証券に記載されたときは、

この金額を超える額の補償を請求することができる。

(2) 前項の規定にかかわらず、

- (i) 物品の滅失又は損傷が海上又は内水路での運送中に生じたことが証明されたときは、そのような滅失又は損傷に関する運送人の責任は、2018年5月25日に改正された1957年国際海上物品運送法（ヘーベヴィスピ規則）の規定により決定される。又は
- (ii) 物品の滅失又は損傷が航空運送中に生じたことが証明されたときは、そのような滅失又は損傷に対する運送人の責任は、1929年10月12日にワルソ一で署名され、1955年9月28日のヘーベ議定書により改定された国際航空運送に関するある規則の統一のための条約並びに1975年9月25日の第4追加議定書、及び1999年5月28日のモントリオール条約の何れか強制的に適用されるものの規定により決定される。又は
- (iii) 物品の滅失又は損傷が、海上、内水路又は航空以外の特定の輸送段階で生じたことが証明されたときは、そのような滅失又は損傷に対する運送人の責任は、そのような滅失又は損傷が生じた国の法の下で、その特定の輸送段階に対する契約が作成されたときに、強制的に適用される法があるときは、その法の規定により決定される。そのような法の規定がないときは、本条第(1)項が適用される。

(3) 運送人が本条の下で責任を負うときは、運送人による賠償額は、物品の純インボイス価格に運賃及び支払った保険料を加えた額に基づいて計算される。ただし、物品の価額が商人により通告され、本証券に記載されたときは、この限りではない。

9. 遅延、間接損害

いかなる場合にも、運送人は、引渡しの遅延、逸失利益又は間接的な損失若しくは損害について責任を負わない。到着時刻は、運送人が担保するものではない。

10. 損害の通知及び時効

- (1) 物品の滅失又は損傷の通知が、物品の滅失又は損傷の概況を示した書面により、物品が本証券の下で引き渡しを受ける権利を有する者の管理に委ねられる時までに、運送人又は引渡地における運送人の代表者になされないと、又は滅失又は損傷が明らかでない場合は、物品の移動後7連続日以内になされないと、そのような移動は、本証券に記載されたとおりの物品が運送人より引き渡されたことの一応の証拠となる。
- (2) 物品の滅失又は損傷につき、物品の引渡し後又は物品が引き渡されるべき日の後9か月以内に第4条に基づく仲裁が申し立てられないときは、運送人は、一切の責任を免れる。

11. 引 渡 し

- (1) 運送人が商人に物品の受取りを要求した後合理的な期間内に、商人が物品を受け

取らないときは、運送人は物品を倉庫で保管することができる。この場合、物品に関する運送人の責任は、その時点で完全に終了するものとし、その保管費用は請求があり次第、直ちに商人が運送人に支払う。

- (2) 物品が合理的な期間内に受け取られないとき、又は運送人の考え方で商品が損壊、腐敗又は無価値となると思われるときは、運送人はいつでも自己の判断で、その留置権を条件に、専ら商人の危険と費用で、運送人に何らの責任も課されることなく、その物品を売却し、放棄し又はその他の処分をすることができる。

12. 引渡しができない場合

複合運送作業の完了と合理的に認められる時より 90 日以内に物品の引渡しが行われないときは、引渡しを受ける権利を有する者は、物品が滅失したものとして処理する権利を有する。

13. 物品の明細

- (1) 本証券は、券面に記載されたコンテナその他の梱包又は単位の合計数を運送人が受け取ったことの一応の証拠である。反対の証明は、本証券が善意の第三者に譲渡されたときは許されない。
- (2) 物品の重量、内容、容積、数量、品質、明細、状態、荷印、番号又は価額については運送人が表示したものではないので、運送人はそのような表示又は明細につきいかなる責任も負わない。
- (3) 荷送人は、券面に記載された物品に関する明細が本証券の受取りに際して荷送人により確認されたこと並びに荷送人又は荷送人に代わって提出されたそのような明細及びその他の明細が正確であることを運送人に担保する。
- (4) 荷送人は、そのような明細の不正確又は不適当から生ずる滅失、損傷又は費用の一切につき、運送人に補償する。

14. 商人が詰めたコンテナ

- (1) コンテナが運送人により詰め込まれ、積み付けられたものでないときは、運送人はその中品の滅失又は損傷につき責任を負わない。商人は、滅失、損傷、負傷又は費用が以下の事由により生じたときは、そのような滅失、損傷、負傷又は費用の一切について運送人に補償する。
- (a) コンテナの詰め込み、閉鎖又は封印の方法
- (b) 中品がコンテナによる運送に適していないこと
- (c) コンテナの不適性又は欠陥ある状態、ただし、コンテナが運送人の提供したもので、かつ、その不適又は欠陥ある状態が、コンテナが詰め込まれ又は積み付けられるまでに合理的な検査で明らかでないような場合には、その限りではない。
- (2) コンテナが封印されたままの状態で運送人より引き渡されたときは、そのような引渡しは、本証券の下での運送人の十分かつ完全な義務の履行とみなされ、運送人はコンテナの中品の一切の滅失又は損傷について責任を負わない。

- (3) 運送人は、商人の合意を得ずに、いかなる時にもまたいかなる場所においても、物品又は梱包の検査を行う権利を有する。
- (4) 本条第1項ないし第3項の規定は、商人により詰め込まれ又は積み付けられたトレーラー、可動式タンク、フラット及びパレットについても適用される。

15. 甲板積み貨物

- (1) 運送人は、コンテナに詰められた物品を船舶の甲板下又は甲板上で運送する権利を有する。
- (2) 物品が甲板上で運送される場合、運送人は、本証券面に「甲板積み」との記載を特別に注記し、印を付け又はスタンプを押すことを要求されない。そのように運送された物品は、2018年5月25日に改正された1957年国際海上物品運送法に準拠するものとし、共同海損を含め、いかなる場合にも甲板下で運送されたものとみなされる。
- (3) 運送人は、甲板上で運送され、特に本証券においてそのように運送されると記載された物品の不着、誤渡し、遅延又は滅失若しくは損傷について、運送人の過失又は船舶の不堪航に原因があると否とを問わず、いかなる程度においても責任を負わない。

16. 生動物及び植物

生動物及び植物は、いかなる事故、傷、病気、死、滅失又は損傷についても、それらがいかなる時に生じた場合にあっても、また不堪航又は過失その他いかなる事由により生じた場合にあっても、運送人の側にいかなる責任も負うことなく運送される。

17. 危険品、禁制品

- (1) 商人は、危険な性質を有する物品の運送につき内国法又は国際条約により強行される法律に従い、またいかなる場合においても、そのような物品が運送人によって保管される前に、書面でそのような物品の名称、標識及び分類並びに正確な危険な性質を運送人に通知し、運送人に取るべき予防措置を示さなければならない。
- (2) 商人がそのような情報の提供をしないとき及び物品が人命又は財物に危険であるとみなされるときはいつでも、そのような物品は、情況に応じて船外に投棄することも、いかなる地に荷揚げすることも、破壊することも、危険のないように処置することもできる。商人は、物品の保管、運送又はそれらに伴う一切の業務より生ずる全ての滅失、損傷、遅延又は費用につき責任を負う。
- (3) 運送人が危険な性質を知って船積みされた物品が、人命又は財貨に危険であるとみなされるときは、運送人はその物品を、同様に船外に投棄し、いかなる地にも荷揚げし、破壊し、無害にすることができる。ただし、運送人側は、共同海損を除きこれらにつき責任を負わない。
- (4) 物品が船積港、荷揚港若しくは寄港地、又は運送中のいかなる地若しくは水路の法律又は規則により禁制品であるか又は禁止されていることが判明したときは、運送人はいつでも、自己の裁量で補償することなく、そのような物品を船外に投

棄し、荷揚げし、その他の処置を取ることができる。商人は、そのような積荷から生ずるいかなる種類の損害についても、いかなる費用についても賠償する。

18. 冷凍貨物

- (1) 商人は、冷凍を必要とする物品の性質及び維持されるべき特定の温度範囲を事前に書面で通知しない限り、そのような物品を運送に提供しないことを保証し、更に、商人が詰め込んだ冷凍コンテナは、物品が適切にコンテナに積み付けられていることを保証し、運送人がその物品を受け取る前にその自動温度調整装置が適切に設定されていることを保証する。

上記の要求が満たされないときは、運送人はいかなる形で生ずる物品の滅失又は損傷についても責任を負わない。

- (2) 運送人は、コンテナ、船舶、車両及びその他いかなる機関の冷凍機器、設備、絶縁材及び／又は装置の隠れた欠陥、不調、故障、停止により生ずる一切の滅失又は損傷について責任を負わない。ただし、運送人は、運送の開始前にそのような機器装置等を、稼働な状態に保持するために相当の注意を尽くさなければならぬ。

19. 高価品

運送人は、プラチナ、金、銀、宝石類、貴石、貴金属、放射性同位元素、稀度類化学品、金銀塊、貨幣、紙幣、流通証券、有価証券、証書、書類、絵画、刺しゅう品、芸術品、美術品、家宝、あらゆる種類の収集品その他商人にとって特別な価値を有する物品を含む高価品の滅失若しくは損傷又はこれらに関する損害について、物品の真実の性質及び価額が、運送人が物品を受け取る前に、商人より書面で通告され、これが本証券に記載され、これに基づき従価運賃が前払されていない限り、一切責任を負わない。

20. 重量物

- (1) 総重量が1メトリックトンを超える1個品又は1梱包の重量は、運送人による受取り前に、商人が書面で通告しなければならない。
- (2) 商人が上記通告を怠ったときは、運送人は、その物品の滅失、損傷又はこれに関する損害につき一切責任を負わない。また商人は、同人の上記過怠の結果生ずる財貨の滅失、損傷又は人身傷害につき責任を負い、そのような過怠の結果、運送人の負担となるいかなる種類の損害又は責任について運送人に補償する。

21. 運賃及び諸費用

- (1) 運賃及び料金は、運送人が物品を受け取った時に全額取得されたものとみなされ、いかなる場合においても、船舶及び／又は物品が滅失したと否とを問わず、又は運送が、全運送のいかなる段階において中断、履行不能又は任意放棄されたとしても、支払われるものとする。
- (2) 運賃計算を正確に行うために、運送人は、いかなる時にもコンテナその他の包装

又は装置を開け、物品の重量、容積又は価額を確認することができる。商人の提供した明細が不正確であるときは、正規の運賃と請求運賃との差額の 5 倍相当額又は正規の運賃の 2 倍より請求運賃を差し引いた額のいずれか低い額を確定損害賠償金として運送人に支払うことが合意されている。

- (3) 商人は、物品に課される一切の賦課金、税金及び領事費用を含む諸料金及びいかの政府又は公的機関の法律及び規則に関連して運送人が被ったか又は負担した物品に関する罰金及び／又は損害の一切を支払う。
- (4) 荷送人、荷受人、物品の所有者及び本証券の所持人は、一切の運賃及び料金の支払並びに本証券の下でのこれらの者各々の義務の履行につき運送人に対し連帯して責任を負う。

22. 留置権

運送人は、本証券の下で支払われる金員及び支払先に關係なく支払うことになる共同海損分担金並びにそれらの金員を回収するのに要した費用について物品の上に留置権を有し、運送人は、相当な方法によりその留置権を行使することができる。

23. 共同海損

商人は、海上での物品運送中又はこれに関連して共同海損が宣言されることがあることを認め、そのような場合に、共同海損の精算のために、2016 年ヨーク・アントワープ規則に従い決定される、物品から支払われる分担金を提供することを約する。

24. ニュージェイソン・クローズ／双方過失衝突約款

日本海運集会所書式制定委員会が採択した、ニュージェイソン・クローズ及び双方過失衝突約款が本証券に摂取されているものとみなされる。両約款は、要求により運送人より入手することができる。

25. 米国至上約款

- (1) 本証券がカバーする運送が米国の港又は地へ、又はそこからの運送を含むときは、本証券は 1936 年の米国海上物品運送法 (USCOGSA) によるものとし、その規定が本証券に摂取されているものとみなし、物品が運送人の実質的な管理下にある全期間にわたって適用される。
- (2) 前項により USCOGSA が適用されるときは、運送人又は船舶は、物品の若しくは物品に関連した滅失又は損傷について、いかなる場合にも、1 梱包当たり、又は物品が梱包されずに運送されているときは慣行とする運賃単位当たり、米国の法定貨で 500 ドルを超える額で責任を負わない。ただし、物品の価額が申告され、本証券の券面にある申告価額欄に記載されているときは、8 条及び 19 条が適用される。